

28 循第 07120003 号
平成29年 4月11日

公益社団法人和歌山県宅地建物取引業協会 御中

和歌山県環境生活部環境政策局
循環型社会推進課長

指定区域の指定について（通知）

平素は、本県の環境行政の推進に御理解と御協力を頂き、厚く御礼申し上げます。
さて、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の17第1項の規定に基づき、平成29年4月7日付けで別紙の区域を指定区域として指定しましたので、通知します。

（参考）

指定区域とは、廃棄物が地下にある土地であって土地の掘削その他の土地の形質の変更が行われることにより、当該廃棄物に起因する生活環境保全上の支障が生ずるおそれがあるものとして政令で定めるもの（廃止された産業廃棄物の最終処分場等）の区域を都道府県知事が指定したものを。

（事務担当）
産業廃棄物班 瀬谷
TEL：073-441-2692

【指定番号16】

指定区域		埋立地の区分
和歌山県御坊市 名田町楠井字鶴辺谷	1374番1の地番の一部 1374番2の地番の一部 1376番の地番の一部 1377番 1378番 1379番 1380番 1381番 1382番2の地番の一部 1382番3の地番の一部 1382番4の地番の一部 1382番5の地番の一部 1382番6の地番の一部	廃棄物の処理及び清 掃に関する法律施行 令第13条の2第1号